

広告募集案内【定数制】
(広告付物品提供募集仕様書)

広告付の「犬の散歩時携帯用ペットシート」を提供してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	広告付の「犬の散歩時携帯用ペットシート」
内 容	<p>狂犬病予防注射会場や各区役所生活衛生課窓口、動物愛護関係のイベントや犬の飼い主マナー向上のための啓発イベント等の際に犬の飼い主に配布する、携帯用ペットシートを提供していただける事業者を募集します。</p> <p>(犬の散歩時の糞尿の片づけ方法の一例として、ペットシートの使用を提案するための啓発用物品として活用し、犬の飼い主マナー向上を呼びかけます。)</p>
提供物	<p>サイズ仕様等</p> <p>携帯用ペットシートは巾 35cm 程度×長さ 60cm 程度とし、2 枚組で OPP 袋に梱包してください。</p> <p>その際、本市作成の啓発チラシ(A6 サイズ程度両面)を同封してください。</p> <p>※本市作成の啓発チラシは本市で印刷の上、事業者へ納品します。(納品時期は別途協議、チラシ内容は別紙参照)</p>
募 集 数	20,000 セット
配 布 期 間	納品後 ～ 令和 7 年 4 月 30 日 (予定)
配 布 方 法 (対象者・場所等)	<p>本市で開催する動物愛護関係のイベント等の来場者や、登録手続き等で各区生活衛生課等の窓口へいらした犬の飼い主へ配布します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等概要 <p>狂犬病予防注射会場(R5 年度は市内 65 会場で実施)、動物愛護フェスタ(R5 来場者数：約 12,000 人)、各区区民まつり、しつけ方教室等</p> ・窓口概要 <p>各区生活衛生課 (R4 年度の窓口での新規登録頭数：約 4,600 頭)、動物愛護センター (R4 来場者数：約 4,000 人) 等</p>
納 入 期 限	令和 6 年 3 月 27 日 (水)
納 入 方 法	18 区役所及び動物愛護センターへ納入してください。【別表】納入場所一覧参照 (納品部数は別途協議)
備 考	犬の登録頭数(令和 4 年度末) 168,654 頭

▼見本イメージ



■広告掲載可能スペース

OPP 袋内部への広告チラシの同封や、袋裏面への広告掲載が可能です。

(①、②のいずれかまたは両方に広告掲載が可能です。)

① 広告チラシの同封

※ 広告チラシのサイズに指定はありませんが、OPP 袋に入るサイズとしてください。

※ 右上に記載している「▼見本イメージ」のとおり、袋の表面に本市作成のチラシ(犬のしつけ啓発チラシ)が見えるように同封してください。

② 袋裏面(全面可)への広告の印刷、シール添付

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

その他以下に掲げる広告は掲載できません。

- ・動物に関連しない内容
- ・本市の動物愛護施策と相反する内容
- ・動物取扱業に関するもの

■原稿の制作等

広告原稿提出締切	事業者選定後に調整
----------	-----------

- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 物品等の製作前に原稿内容の審査を受けてください。
- ※ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

申込条件	広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。
申込方法	申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。 同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）
募集開始日	令和6年 1月 19日（金）
申込期間	令和6年 1月 19日（金）～令和 6年 2月 16日（金）
申込先	（担当課名）横浜市医療局動物愛護センター 運営企画係 （所在地）〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4 （TEL/FAX）TEL 045-471-2111 / FAX 045-471-2133 （Eメール）ir-douai@city.yokohama.jp



犬の飼い主さんへ お願いします

散歩前に自宅で排せつするよう

しつけをしましょう！

犬の散歩は運動や飼い主とのコミュニケーションの目的で行い、排せつは自宅でできるようにしておくと、天候や調子の悪いときなど、散歩に行けないときも困りません。

散歩時に排せつした場合は必ず片付け持ち帰るよう、道具を持参しましょう。尿をした場合は、水をかけるだけでは臭いが残ったり、かえって広げてしまうこともあります。

ペットシート等で吸い取るなどの配慮に努めてください。

お出かけ先でも
ペットシートで
トイレができる
と汚れないね。



事故を防ぎましょう！

放し飼いは迷子や事故の原因になるので、やめましょう。

長いリードは十分に犬を制御できません。

外出時はリードは短めにしてください。

飼い犬が人をかむなどの事故を起こした時は各区役所生活衛生課に届け出てください。

ドッグランや
サービスエリアなど
お出かけ先での
事故に気を付けて！



犬の飼い主さんへ

年に1回、 狂犬病予防注射を受けましょう！

毎年4月から6月は狂犬病予防注射の接種期間です。
動物病院または集合注射会場で受けましょう。

鑑札・注射済票を 首輪等につけましょう！



迷子になった時に鑑札や注射済票の番号で飼い主を特定することができるので、必ず首輪等につけておきましょう。

災害に備えましょう！

災害時に備え、マイクロチップの装着も有効です。
基本的なしつけや健康管理、動物用避難用品の準備など、
日ごろから対策を考えておきましょう。

ご近所迷惑にならないように 飼いましょう！

鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。

別表

納入場所一覧

名 称	住 所	電 話	納品数
鶴見福祉保健センター 生活衛生課	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1845	
神奈川福祉保健センター 生活衛生課	神奈川区広台太田町3-8	411-7143	
西福祉保健センター 生活衛生課	西区中央1-5-10	320-8444	
中福祉保健センター 生活衛生課	中区日本大通35	224-8339	
南福祉保健センター 生活衛生課	南区浦舟町2-33	341-1192	
港南福祉保健センター 生活衛生課	港南区港南4-2-10	847-8445	
保土ヶ谷福祉保健センター 生活衛生課	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6363	
旭福祉保健センター 生活衛生課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6168	
磯子福祉保健センター 生活衛生課	磯子区磯子3-5-1	750-2452	
金沢福祉保健センター 生活衛生課	金沢区泥亀2-9-1	788-7873	
港北福祉保健センター 生活衛生課	港北区大豆戸町26-1	540-2373	
緑福祉保健センター 生活衛生課	緑区寺山町118	930-2368	
青葉福祉保健センター 生活衛生課	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2465	
都筑福祉保健センター 生活衛生課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2358	
戸塚福祉保健センター 生活衛生課	戸塚区戸塚町16-17	866-8476	
栄福祉保健センター 生活衛生課	栄区桂町303-19	894-6967	
泉福祉保健センター 生活衛生課	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451	
瀬谷福祉保健センター 生活衛生課	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751	
医療局動物愛護センター	神奈川区菅田町75-4	471-2111	
合 計			20,000

※各納入場所への納品数は別途協議

広告掲載申込書（広告付物品提供：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/ FAX	TEL	/FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	ご提供いただく 物品の名称	広告付の「犬の散歩時携帯用ペットシート」		
	広告内容			
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
個人情報の収集	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）